

○東京藝術大学大学美術館点検・評価委員会規則

〔平成10年4月16日〕
制 定

改正 平成12年5月25日 平成17年3月28日
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(設置)

第1条 東京藝術大学大学美術館（以下「美術館」という。）において、点検・評価を行うため、東京藝術大学大学美術館点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、教育研究活動等についての点検・評価に関し、次に掲げる事項を調査・審議し、その実施に当たる。

- (1) 点検・評価の実施項目の決定
- (2) 点検実施者の決定
- (3) 点検の指示
- (4) 評価基準の作成
- (5) 点検の実施・点検結果の聴取
- (6) 評価の実施
- (7) 講ずべき措置等についての大学美術館長への報告
- (8) 企画・評価室への報告
- (9) 改善計画・措置の聴取
- (10) その他点検・評価に必要な事項の調査・審議

(組織)

第3条 委員会は、美術館運営委員会において選出された次の4人をもって組織する。

- (1) 美術学部（大学院美術研究科を含む。）選出の運営委員 2人
- (2) 音楽学部選出の運営委員 1人
- (3) 美術館所属の運営委員 1人

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員がその任期途中で運営委員を交代した場合においては、引続き委員の任に当たるものとする。

(選出)

第5条 第3条の委員の選出は、毎年度初めに行う。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第3条に掲げる委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会において可決を要する事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、美術館事務部において処理する。

附 則

1 この規則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

2 この規則の施行後、初めて任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、平成12年5月25日から施行する。

2 この規則の施行後、初めて任命された第3条に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。